第 27 回黒部市農業委員会議事録

１．日時　令和８年９月３日(木)　15 時 00 分～16 時 45 分

２．場所　黒部市役所　2 階　202 会議室

３．出席委員　10 名
農業委員　10 名

2番 舩屋 裕子	3番 島 美佐雄	6番 沓掛 忠昭	7番 松岡 高生
8番 山本 隆淑	9番 橋本 喜洋	10 番 佐度 義行	12 番 氷見 康弘
13 番 藤澤 良成	14 番 松島 功治		

４．欠席委員　４名
1番 能澤 喬之、4番 朝倉 和行、5番 山本 正志、11 番 中野 貴代美

５．農業委員会事務局　４名
事務局長　徳永　賢二
係　　長　村山　愛
主　　任　澤武　裕輔
主　　事　石﨑　茉里

６．議事　（１）議案第 86 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

（２）議案第 87 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

７．会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 27 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会　　長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

舩屋　裕子委員、島　美佐雄委員を指名します。

本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

能澤　喬之委員、朝倉　和行委員、山本　正志委員、中野　貴代美委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 86 号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。

本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

それでは、事務局より説明願います。

◎議案第 86 号

事 務 局：議案第 86 号農地法第３条第１項の規定による許可申請について説明いたします。

総会議案書の1 ページと申請位置図の 3―1、3－2 をご覧ください。

今回議案案件は2件でございます。

〈１番〉　愛本地区　宇奈月町明日〇番　地目：田の１筆　2,531 ㎡について。

譲渡人：下新川郡入善町浦山新　亡〇〇相続財産清算人弁護士 〇〇　さんから

譲受人：黒部市宇奈月町明日　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

今回の申請地は、所有者である〇〇さんが亡くなり、相続人が相続放棄され、相続財産管理人として、弁護士の〇〇さんが選任されております。

　申請地はこれまで譲受人が耕作を行っており、今後も継続して耕作を行うため、譲渡人と協議し、双方合意のもと所有権移転の申請をされました。

譲受人は農地所有適格法人であること、機械や労働力などが十分に確保されていること、売買後も引き続き農地として適切に利用することが見込まれるため譲受人として適当であると考えます。

〈２番〉　荻生地区　荻生字金屋〇番〇　地目：田の１筆　396 ㎡について。

譲渡人：東京都品川区　〇〇　さんから

譲受人：黒部市荻生　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

譲受人は、県内にある飲食店の会社を経営されており、自身が経営する飲食店で使用する野菜を栽培したいとのことで、譲渡人と協議が整い、所有権移転の申請をされま

した。譲受人は、今回、初めて農地を取得するにあたり、営農計画書を提出されております。譲受人は 20 代の頃に、約 5 年間キャベツ等の野菜の栽培・収穫作業に従事していたとのことで、申請地でもキャベツを栽培したいと計画しております。許可条件に関しましても利用要件・従事日数ともに満たしており、譲受人として適当であると考えます。

以上、２件　２筆　2,927 ㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 86 号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件についてですが、先ほど申し上げたとおり、〇〇委員に関わる案件になるため、下立地区の委員が代理で確認したと事務局より伺っております。下立地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会　　長：続いて、２番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
何かご意見ありませんか。

各 委 員：異議なし。

会　　長：異議なしとのことですので、議案第 86 号 農地法第３条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

会　　長：ここで〇〇委員の入室を許可します。

会　　長：続きまして、議案第 87 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 87 号

事 務 局：議案第 87 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、4件ございます。3、4ページをご覧下さい。また申請位置図は5-1～5-4また A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉 生地地区 申請地：生地芦区〇〇番〇外1筆 地目：田 現況：雑種地の合計2筆 204 ㎡について。
譲受人 黒部市生地芦区 〇〇 さんへ
譲渡人 富山市豊田本町三丁目 〇〇 さんからの所有権移転であり、転用目的は住宅および農地への通路です。こちらは是正の案件になります。

譲受人は、申請地の東側隣接地に居住しておりますが、宅地の北側に所有する土地に息子世帯の住宅を新築したことに伴い、北側の農地への行き来が困難となりました。
そのため、これまで申請地については、譲渡人に賃借料を支払い、通路として利用していたとのことです。息子世帯についても、譲受人の敷地を通り抜けて住宅へ移動することはできないため、同様に申請地を通路として利用していたとのことです。

しかしながら、近年、譲渡人の親が亡くなり、相続人となった譲渡人自身も市外に居住していることから、申請地について売買の相談があり、この相談を受け、今後も通路としての利用を継続する必要があることから、今回、申請地を購入することとしたとのことです。

なお、申請地については、概ね平成 20 年頃には宅地造成が行われ、市内業者の物置として利用されていたとのことであり、今回、当該状況を是正するための申請となっております。

なお本申請地は、都市計画区域内の用途地域（第1種中高層住居専用地域）に該当するため、農地区分は「第3種農地」となります。第3種農地については、原則許可となり、一般基準である資金証明や町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。

〈２番〉　石田地区　申請地：岡〇番〇　地目：田　現況：田の1筆377㎡について。
譲受人　黒部市立野　〇〇　さんへ
譲渡人　黒部市石田　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。
こちらは農振除外からの案件です。

申請の背景についてですが、申請人夫妻は現在、立野の賃貸アパートで生活されていますが、今後、家族が増えた場合には住居が手狭になることから、子育てに適した住環境を整えるため、自己用住宅の建築を計画されています。

住宅建築に当たっては、子どもの通学等の安全面を考慮し、石田小学校まで徒歩で安全に通学できる距離として、同校から200m以内の土地を候補地として検討され、その結果、今回の申請地に住宅を建築することとされたものです。

なお、申請地付近には電鉄石田駅があり、鉄道駅等から概ね 300m以内の公共施設整備済み区域に該当することから、農地区分は「第3種農地」に該当します。第3種農地については、原則許可となり、一般基準である資金証明や隣接耕作者の同意、また町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。

〈３番〉　荻生地区　申請地：荻生字大本〇〇番〇　地目：田　現況：田の1筆 1,089 ㎡について。
借受人　福岡県福岡市博多区　〇〇　へ
貸出人　黒部市荻生　〇〇　さんからの賃貸借権の設定であり、転用目的は駐車場用地です。こちらは農振除外からの案件となります。

申請の背景についてご説明します。

譲受人は、現在、ドラッグストアを経営されています。本申請地に隣接する荻生店には68台分の駐車スペースがありますが、平日の17時から18時及び土日祝日の10時30分から11時30分頃の混雑時には、駐車スペースが不足することがあるとのことです。

そのため、来店客の利便性向上を図るため、駐車場の拡張を計画されており、本申請地に23台分の駐車場を整備する予定とされています。

申請地の農地区分については、申請地が面する市道及び県道150号線等により囲ま

れた街区において、宅地の占める面積割合が40%を超えていることから、市街地化の傾向が著しい区域に該当し、農地区分は「第3種農地」となります。第3種農地については、原則許可となり、一般基準である資金証明や隣接耕作者の同意、また町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。

〈４番〉　三日市地区　申請地：三日市〇〇番〇　地目：田　現況：宅地の1筆 180㎡について。
譲受人　魚津市六郎丸　〇〇　へ
譲渡人　黒部市三日市　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。こちらは是正の案件となります。

申請の背景についてですが、申請地は区画整理が行われている地域に位置しており、用途地域としては、主に中高層住宅の建築を想定した「第1種中高層住居専用地域」に指定されています。

申請人は、市街地の中心部への利便性が高く、また、周辺に多くの店舗が建築されていることから、生活環境が整っていると判断し、新築住宅の建築地として今回の申請地を選択されたとのことです。なお、申請地はすでに宅地としての整備が進んでいることから、是正の案件となっております。

本申請地は、先ほど申し上げたように、都市計画区域内の用途地域（第1種中高層住居専用地域）に該当するため、農地区分は「第3種農地」となります。第3種農地については、原則許可となり、一般基準である資金証明や町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。

以上、４件　５筆 1,850 ㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 87 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件について、生地地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：続いて２番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：続いて３番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：続いて４番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 87 号農地法第５条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

会　　長：これで予定していた議事が終了しましたが、全体を通して他にご意見ございませんでしょうか。

会　　長：特にないようですので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。
（15 時 28 分で総会終了）

引き続き、事務報告及び農地利用最適化に関する情報交換を開催。
（16 時 45 分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　2 番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　3 番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿